

新2号建築物の検査事項（構造耐力・省エネ）等について

※ 本資料は仕様規定による木造建築物を想定しており「改正建築基準法2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル」に準拠し作成しています。鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の場合は、本資料も踏まえ、必要な施工関連書類等をご準備ください。

- ここでいう「新2号建築物」とは、令和7年4月改正により旧4号建築物（または確認不要の建築物）から2号建築物となった「階数が2」または「延べ面積が200㎡超」の建築物を指し、令和7年4月法改正により、完了検査等において、従来省略されていた構造耐力規定等に係る検査を実施します。
- 検査においては、申請書第四面の「工事監理の状況」及び「省エネ基準工事監理報告書（参考様式を徳島県ホームページに掲載しています。（右記QRコード参照）」下表の「施工関連書類」とともに、「自主検査記録」も併せてご準備ください。なお、中間検査対象建築物については、中間検査時に、施工済の部分に係る書類をご提出ください。
- 書類に不足があり、十分な検査が行えない場合は、検査済証（中間検査合格証）を交付できない場合があります。また、材料や設備仕様等を工事中に変更する、計画変更の手続きを行ってください。（軽微な変更該当する場合を除く）
- なお、本資料の他防火規定等が適用される場合、適宜、品質確認書類や目視できない部分の施工写真等をご準備ください。



項目	検査事項	準備いただく施工関連書類※1 (原則として提出は不要：現場での提示のみ)	監理者 チェック欄
① 基礎	支持地盤の状況 【令第38条】	・ 品質管理記録等（地盤改良等を行った場合） ・ 施工写真※2	
	鉄筋の品質（形状、径、JIS等） 【法第37条】	・ 品質確認書類※3 （ミルシート（写しで可）又はメタルタグ等）	
	基礎配筋の設置状況 【令第38条】	・ 施工写真※2 （全景（現場を特定できるもの）、鉄筋間隔、開口補強、補強筋と主筋の緊結（フック等）等）	
② コンクリート	コンクリートの品質（JIS等） 【法第37条】	・ 品質確認書類※3 （納品書等）	
	コンクリート強度の確認（構造計算による場合）【令第38条第4項】	・ 強度を確認できる書類 （納入書・強度試験結果報告書等）	
③ 土台、柱、梁、筋かい ※5	防腐・防蟻措置 【令第49条】	・ 措置に応じた確認書類 （薬剤・樹種等の確認資料、施工写真（通気層による場合を含む）等）	
	樹種、規格等（柱小径の算定等で樹種等を指定した場合）【令第43条】	・ 樹種等を確認できる書類 （納品書等）	
④ 屋根	瓦屋根、屋根ふき材の留付状況 【令第39条】	・ 品質確認書類（瓦屋根）※3 （納品書等） ・ 施工写真※2	
⑤ 外皮等	断熱材の仕様、設置状況	・ 材料、設備の仕様が確認できる書類 （納入伝票、納入仕様書※4等） ・ 施工写真※2 （吹込み工法等で断熱材の撮影が困難な場合は自主検査記録等で確認）	
	窓（ガラス）の仕様、設置状況		
	ドア（枠・戸）の仕様、設置状況		
⑥ 冷暖房設備	熱源機器の仕様、設置状況		
⑦ 換気設備	換気設備の仕様、設置状況		
⑧ 照明設備	照明設備の仕様、設置状況		
⑨ 給湯設備	給湯機器の仕様、設置状況		
⑩ 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		

※1 建築主事による検査は、抽出検査を基本としますが、建築物の特徴や状況により追加書類を求めることがあります。

※2 目視できない部分について、設計図書どおり施工した記録写真

※3 指定建築材料としての品質、技術基準で定められた品質が確認できるもの

※4 納入は機器の種類の性能等が明示されたもの。

※5 中間検査不要な建築物については、完了検査時に上記の書類に加えて、構造耐力上主要な軸組または耐力壁（接合金物含む）の施工写真を準備してください。

（参考）新3号建築物で法第7条の5（検査特例）の適用を受ける場合は、規則第4条第1項第2号または第4条の8第1項第2号に掲げる写真を添付してください。

（屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事終了時における、構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、基礎の配筋を写したもの）